

「Cさん」サービス利用規約

改定履歴：2025 年 10 月 07 日、2026 年 02 月 16 日、2026 年 06 月 04 日、2026 年 07 月 07 日

株式会社商工組合中央金庫（以下、「当金庫」といいます。）は、当金庫が提供するサービス「Cさん」（以下、「本サービス」といいます。）に関して、情報収集企業（以下、「利用者」といいます。）が本サービスを利用する際の利用条件等を以下のとおり定めます。利用者は、この規約（以下、「本規約」といいます。）に同意した上で本サービスを利用するものとします。

第1条（目的）

本規約は、利用者が当金庫の提供する本サービスを活用し、情報提供企業（法人に限ります。以下、同じです。）とのネットワーキングを通じて新たなビジネスチャンスを獲得し、業務の効率化およびビジネスの拡大を図ることを目的とします。当金庫は、利用者が円滑かつ効率的に情報交換を行い、情報提供企業との有意義なビジネス関係を構築するための支援を行います。

第2条（定義）

本規約における各用語の定義は以下のとおりとします。

1. ノンネーム情報：特定の個社を識別できない形で提供される法人情報をいい、業種（例：IT、金融）、業界、企業規模（例：従業員数 300 名以上）、所在地（例：都道府県レベル）、ビジネスの特徴（例：B2B サービス提供）等を含みます。
2. バイネーム情報：情報提供企業については特定の個社を識別できる形で提供される法人情報（企業名、担当者名、具体的な所在地（市区町村レベル）、具体的なビジネスの特徴やサービス内容を含みます。以下、同じです。）をいいます。利用者については、企業名を含む基礎的な法人情報、利用者が調査している事項・内容、および検討しているサービスの概要をいいます。
3. 課題インタビュー：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザー像および想定ユーザーの課題を明らかにすることを目的として、オンラインまたは対面で情報提供企業から聴取することを支援するサービスをいいます。
4. ソリューションインタビュー：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザーの課題を解決することを目的として、オンラインまたは対面で情報提供企業から聴取することを支援するサービスをいいます。
5. インタビュー：課題インタビューおよびソリューションインタビューを総称していいます。
6. 現場見学リサーチ：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザー像および想定ユーザーの課題を明らかにすることを目的として、情報提供企業の工場その他の事業所を訪問し、見学することを支援するサービスをいいます。なお、現場見学リサーチは、利用者が本サービスを利用してインタビューまたは面談を実施したことがある情報提供企業を対象とするものに限りします。
7. ファーストユーザー探索：第3条第1項第2号に定めるグロース支援サービスのうち、利用者のサービスを利用することが期待されるファーストユーザーの探索を支援するサービスをいいます。

8. 協業パートナー探索：第3条第1項第2号に定めるグロス支援サービスのうち、利用者のサービスの開発に必要な情報、ノウハウ、および人材等を有する企業の探索を支援するサービスをいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 当金庫が利用者に対して提供するサービスは以下のとおりとし、次条に基づき成立した本契約に従い、利用者に提供します。なお、疑義を避けるために付言すると、当金庫は、利用者間の取引の媒介、代理、あっせん又は仲介は行わないものとします。

(1). リサーチ支援サービス

①当金庫は、次条第1項に基づく利用者からの申込みの内容および当該内容を踏まえて当金庫が利用者から聴取した事項に応じて利用者と協働して探索プランを策定し、策定した探索プランに基づいて利用者が希望する企業像に近いと考えられる情報提供企業のノンネーム情報を記載したロングリストを作成して、当該ロングリストを利用者に交付します。ただし、次条第1項に基づく利用者からの申込みの内容のみで、利用者が希望する企業像に近いと考えられる情報提供企業のノンネーム情報を記載したロングリストを作成可能な場合、または利用者が本サービスを利用したことがあり、その際に当金庫が当該利用者に交付したロングリストを再度利用可能な場合において、利用者が次条第1項に基づく申込みの際して、探索プランを策定しないことを希望したときには、当金庫は探索プランの策定を行わないものとします。

②当金庫は、利用者からロングリスト記載の特定の情報提供企業とのインタビューまたは現場見学リサーチの要望があった場合、情報提供企業に利用者とのインタビューまたは現場見学リサーチに応じるかの意向を確認します。情報提供企業に応じる意向である場合、当金庫は、インタビューまたは現場見学リサーチのうち利用者が要望し、かつ情報提供企業に応じるものについて、利用者および情報提供企業の間で日程調整を行います。あわせて、当金庫は、利用者に対して、情報提供企業の事前同意を得たうえで情報提供企業に関するバイネーム情報を提供するとともに、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料のうち、利用者が提供を要望し、情報提供企業がこれに同意したものを提供します。なお、当金庫は、必要性がないと当金庫が判断した場合を除き、インタビューまたは現場見学リサーチに同席します。

(2). グロス支援サービス

①当金庫は、次条第1項に基づく利用者からの申込みの内容および当該内容を踏まえて当金庫が利用者から聴取した事項に応じて利用者と協働して探索プランを策定し、ファーストユーザー探索または協業パートナー探索のため、利用者が希望する企業像に近いと考えられる情報提供企業のノンネーム情報を記載したロングリストを作成して、当該ロングリストを利用者に交付します。ただし、利用者が本サービスを利用したことがあり、その際に当金庫が当該利用者に交付したロングリストを再度利用可能な場合において、利用者が次条第1項に基づく申込みの際して、探索プランを策定しないことを希望したときには、当金庫は探索プランの策定を行わないものとします。

②当金庫は、利用者からロングリスト記載の特定の情報提供企業との面談の要望があった場合、情報提供企業に利用者との面談に応じるかの意向を確認します。情報提供企業に応じる意向である場合、当金庫は、利用者および情報提供企業の間で面談の日程調整を行います。あわせて、当金庫は、

利用者に対して、情報提供企業の事前同意を得たうえで情報提供企業のバイネーム情報を提供するとともに、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料のうち、利用者が提供を要望し、情報提供企業がこれに同意したものを提供します。なお、当金庫は、必要性がないと当金庫が判断した場合を除き、面談に同席します。

2. 当金庫は、本サービスの実施のため（前項第1号②および同項第2号②に基づく情報提供企業の意向の確認を含みますが、これに限りません。）、利用者のバイネーム情報を含む情報について情報提供企業に提供するものとします。利用者は、本規約への同意をもって、情報提供企業への情報提供に同意するものとします。
3. 当金庫は、本サービスにおける情報提供企業のノンネーム情報およびバイネーム情報の利用者への提供について、情報提供企業から事前に同意を取得し、当該同意に基づく範囲内で、利用者に対して情報提供等を行うものとします。また、当金庫は、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料を利用者に提供する場合、情報提供企業の事前承諾を得るものとします。
4. 本サービスは、利用者が次条第1項に基づき当金庫に申し込む内容および提供する情報に基づいて第1項各号に定めるサービスを提供するものであり、利用者と情報提供企業の間における本サービス利用後の具体的な契約の締結および取引の実行等については、あくまで利用者と情報提供企業の責任において行われるものとします。

第4条（本サービスの申込み）

1. 利用者は、本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容に同意のうえ、当金庫に対し、当金庫所定の方法（書面または電子メールを含みますが、これらに限りません。）により、本サービスのうち希望するサービス、本サービスの利用目的、探索プラン策定の要否、その他当金庫所定の情報を提供して、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 当金庫は、利用者からの前項に基づく申込み（以下、「本申込み」といいます。）を受けた場合、申込内容を確認のうえ、本申込みに対する諾否を当金庫所定の方法（書面または電子メールを含みますが、これらに限りません。）により利用者に通知するものとします。当金庫が、本申込みを承諾した場合、利用者に当該承諾の通知が到達した時点をもって、本規約の内容を契約内容とした、本サービスの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 当金庫は、本申込みを受けた場合であっても、利用者が以下に該当する場合には、承諾しないものとします。ただし、以下に該当しない場合であっても当金庫の個別の判断で承諾しない場合があります。
 - (1).利用者が第10条に定める禁止行為を行い、または行うおそれがある場合
 - (2).利用者が本規約に定める義務を履行しないおそれがある場合
 - (3).利用者が第16条第1項に定める者に該当し、または、第2項に定める行為を行うおそれがある場合
 - (4).利用者が本サービスを利用してインタビューまたは面談を実施したことがある情報提供企業以外のものを対象として、現場見学リサーチを申し込んだ場合
 - (5).利用者が、情報提供企業とのインタビュー、現場見学リサーチおよび面談のいずれも希望しな

いにもかかわらず、本申込みを行った場合、またはそのおそれがある場合（利用者が、当金庫が作成するロングリストの入手を主たる目的として本申込みを行った場合、またはそのおそれがある場合を含みますが、これに限りません。）

第5条（利用者の権利と義務）

1. 権利

(1).利用者は、本サービスを利用することにより、当金庫が提供する情報を受領し、これを適切に活用する権利を有します。この権利には、提供された情報を用いてビジネスチャンスを探査し、業務効率を向上させることが含まれます。

(2).利用者は、情報提供企業とのネットワークキングを通じて新たなビジネスチャンスを探査する権利を有します。

2. 義務

(1).利用者は、当金庫が提供する情報および本サービスの利用によって情報提供企業から得た情報を第三者に開示または漏洩しない義務を負います。この義務には、情報の適切な管理と、無断使用の防止が含まれます。

(2).利用者は、本サービスの利用にあたり、当金庫および情報提供企業に対して、正確かつ誠実に情報（本申込みに際して当金庫に提供した情報を含みます。以下、本項において同じです。）を提供する義務を負います。また、利用者は、提供した情報に変更が生じた場合、速やかにその旨を当金庫および情報提供企業に通知する責任を負います。

(3).利用者は、当金庫の許可なく、本サービスを利用して得た情報を、本申込みの際に当金庫に通知した目的以外の目的で使用しないこととします。

(4).利用者は、当金庫および情報提供企業に対して提供する情報が、本サービスの提供を受ける時点において真実、正確、かつ最新のものであり、誤解を与え得るような事実の省略もないことを保証し、虚偽または誤解を与え得るような情報を提供してはならないものとします。

3. 制約

利用者は、本サービスを利用するにあたり、当金庫が別途定める本サービスパンフレット内に記載の注意事項を遵守するものとします。

第6条（本サービスに基づく情報提供等）

1. 情報提供の範囲

本サービスにおける情報提供の範囲は、本契約によって決定されます。当金庫は、情報提供企業をして、合理的な範囲内での準備および情報提供を行い、利用者が求める基準に応じて最適な情報を提供するよう努力します。

2. 責任の限定

情報提供企業が提供する情報は、その正確性および完全性を保証するものではなく、利用者の判断に基づいて利用されるものとします。したがって、情報提供に基づく利用者の行動に関して、当金庫および情報提供企業は一切の責任を負わないものとします。

第7条（料金と支払い条件）

1. 料金の支払義務

(1).リサーチ支援サービスを利用する利用者は、インタビューまたは現場見学リサーチの実施後に、当金庫に対して、当金庫所定の料金を支払う義務を負います。なお、当金庫は、第3条第1項第1号①但書きに該当し、探索プラン策定を行わない場合の料金について、探索プラン策定を行う場合の料金よりも低い金額で定めます。

(2).グロス支援サービスを利用する利用者は、当金庫に対して、以下に定めるとおり、当金庫所定の料金を支払う義務を負います。なお、成果報酬は、(a)本号②に定める契約の契約金額（同一のロングリストに記載された複数の情報提供企業と本号②に定める契約が締結された場合には、その契約金額の合計額とします。）に利用者と当金庫が別途合意する掛け率を乗じた金額と当金庫所定の最低保証額のいずれか高い額、または(b)本号②に定める契約の成立数に利用者と当金庫が別途合意する固定額を乗じた金額とします。ただし、第3条第1項第2号①但書きに該当し、探索プラン策定を行わない場合には、着手金は不要とします。

①本契約の成立時：着手金

②情報提供企業をファーストユーザーまたは協業パートナーとするための利用者と情報提供企業との間の契約（業務提携に関する契約、利用者のサービスの利用に関する契約、業務委託に関する契約を含みますが、これらに限りません。ただし、秘密保持のみを定める契約は除きます。）（当該情報提供企業との初回の面談を実施した日から1年以内に締結された契約に限りします。）の締結時：成果報酬

(3).利用者の責めに帰すべき事由により、第1号のインタビューまたは現場見学リサーチが実施されなかった場合、利用者は、第1号に定める料金を支払う義務を免れないものとします。

2. 支払手続き

(1).料金の支払方法は、当金庫が定める方法（口座振込、電子決済、クレジットカード払いを含みますが、これらに限りません。）とします。

(2).料金の支払時期は、請求書発行日の翌月末までとします。

(3).料金の支払いに関する手数料は、利用者の負担となります。

3. 利用者による報告

グロス支援サービスを利用する利用者は、第1項第2号②に定める契約を締結した場合、すみやかに、当金庫に対して、当該契約の締結および契約金額が確認できる証拠を添付して、当該契約を締結したことを締結日が属する月の翌月末日までに報告するものとします。

第8条（情報の取り扱いとプライバシー）

1. 情報の取り扱い

当金庫は、利用者が提供する情報の漏洩を防止するため、高度なセキュリティ対策を講じます。これには、データの暗号化、アクセス制限、定期的なセキュリティ監査等が含まれます。

2. データの保存と削除

(1).当金庫は、利用者の情報を必要最小限の期間に限り保存し、保存期間が経過した場合、または利用者からの要請があった場合には、情報を安全に削除または匿名化します。

(2).データの削除ポリシーについては、利用者に対して適切な説明を行い、透明性を確保します。利用者は、いつでも自身の情報の削除を要求する権利を有します。

第9条（守秘義務）

1. 機密情報を開示または提供を受ける当事者（以下、「情報受領者」といいます。）は、機密情報の開示または提供をする当事者（当金庫については、情報提供企業を含み、以下、「情報開示者」といいます。）の事前の書面または電磁的方法による通知にて同意を得た場合を除き、次項に定める機密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとします。
2. 機密情報とは、口頭によるとそうでないを問わず、また、媒体または手段（文書、ファクシミリ、電子メールまたは電子媒体等をいい、以下、総称して「文書その他の媒体」といいます。）の如何を問わず、本サービスの提供・利用にあたり、情報開示者が情報受領者に対して既に開示し、または将来において開示する情報ならびに本契約の存在および内容をいいます。ただし、以下に定める情報（いずれについても、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 2 条第 1 項で定義される個人情報を除きます。）は機密情報には該当しないものとします。
 - (1).情報開示者から開示を受ける時までに情報受領者が知った情報
 - (2).情報開示者から開示を受ける時までに公知となっていた情報、または本規約の定めに従って公知となった情報
 - (3).情報受領者が開示の制限を伴わずに第三者から適法に受領した情報
 - (4).開示された機密情報によらずに情報受領者が独自に開発・取得した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、情報受領者は、法令に基づき、または権限のある行政機関もしくは裁判所の命令等により機密情報の開示を求められた場合、または本サービスの提供・利用にあたり、情報受領者が自己の役職員もしくは弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザー等に対して機密情報を開示することが業務上必要であると合理的に判断される場合には、情報受領者の責任において、必要最小限の範囲に限って、機密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。
4. 情報受領者は、(1)第 1 項に定める情報開示者の同意を得て第三者に機密情報を開示する場合、(2)前項に基づき機密情報を開示する場合、または(3)当金庫が利用者から開示または提供を受けた機密情報を、本サービスの提供・利用にあたり情報提供企業に開示をする場合（情報受領者が当金庫である場合に限ります。）には、当該第三者（弁護士、公認会計士等の法令上守秘義務を負う者を除きます。）に対して本規約と同等の秘密保持義務を課すなどして機密情報の漏洩を防止する対策を取らなければなりません（なお、当金庫が、利用者から開示または提供を受けた機密情報を、本サービスの提供・利用にあたり情報提供企業に開示をする場合に情報提供企業に課す秘密保持義務は、当金庫所定の情報提供企業との本サービスへの協力に関する規約に定めるもので足りるものとします。）。なお、当該第三者（弁護士、公認会計士等の法令上守秘義務を負う者を含みます。）が秘密保持義務に違反したことにより情報開示者が損害を被った場合には、情報受領者は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 情報受領者は、情報開示者の請求があった場合、直ちに機密情報が記載された文書その他の媒体（複製物を含みます。）を、情報開示者の指示に従って、情報開示者に返却し、または廃棄するものとします。

6. 当金庫および利用者は、本サービスの提供・利用の過程で機密情報に基づき発明、考案又は意匠の創作（以下、「発明等」といいます。）をなしたときは、速やかにその旨を相手方に通知の上、発明等の帰属及び取扱いにつき相手方と協議するものとします。

第10条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に際し、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽の情報を提供する行為

当金庫および情報提供企業に提供する情報を偽ってはなりません。

2. 当金庫を介さず、情報提供企業に連絡、面談等をする行為

本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行った情報提供企業との間で再度当金庫を介さずに連絡・面談等をする行為を行ってはなりません。ただし、利用者と情報提供企業との間において第7条第1項第2号②に定める契約（当該情報提供企業との初回の面談を実施した日から1年以内に締結された契約に限りません。）が締結された後には、この限りではありません。

3. 土業を営む情報提供企業に対して当該土業の業務依頼等をする行為

本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行う際、土業を営む情報提供企業に対して、法令上、当該土業にのみ許された業務を依頼等してはなりません。

4. 情報提供企業の許可なく写真撮影、録音、物を触る等の行為

情報提供企業の工場その他の事業所等において、情報提供企業の許可なく写真撮影、録音、物を触る等の行為を行ってはなりません。

5. 当金庫および情報提供企業の機密情報等を不正使用する行為

本サービスの利用を通じて知り得た当金庫または情報提供企業の機密情報等を不正に流用する行為（機密情報等を利用した不当価格での買収行為や契約締結行為を含みます。）や技術模倣等を行ってはなりません。

6. 当金庫および情報提供企業の人材を引き抜く行為

本サービスの利用を通じて知り合った当金庫および情報提供企業の役員、従業員、および技術者等の関係者を引き抜く行為を行ってはなりません。なお、これらの者を特定の勧誘等の対象としない、利用者による通常の採用活動に、これらの者が自発的に応募してきたと利用者が証明できる場合（またはその結果の採用）は、「引き抜く行為」に該当しません。

7. 当金庫および情報提供企業の利益に反する行為

本サービスの利用を通じて当金庫および情報提供企業の競合他社との交渉、取引行為を行ってはなりません。

8. 第三者の権利を侵害する行為

知的財産権、プライバシー権、名誉権を含む第三者（情報提供企業を含みます。）の権利を侵害する行為を行ってはなりません。

9. 不正アクセスや情報漏洩を行ってはなりません。

本サービスのセキュリティを脅かす行為や、不正アクセス、データ漏洩を試みてはなりません。

10. 本サービスの運営を妨げる行為

当金庫による本サービスの運営を妨害する行為や、過度な負担をかける行為を行ってはなりません。

11. 法令または公序良俗に反する行為

国内外の法令に違反する行為や、公序良俗に反する行為を行ってはなりません。

12. 無断での情報共有または複製

当金庫が提供する情報を無断で第三者と共有してはならず、また、必要な範囲を超えて複製してはなりません。

13. 目的外利用

当金庫の許可なく、本サービスおよび本サービスの利用を通じて知り得た情報（情報提供企業に関する情報を含みます。）を、本申込みの際に当金庫に通知した目的以外の目的で利用してはなりません。

14. 情報提供企業に対して納品物や作業を伴う依頼をする行為

本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行う際、情報提供企業に対して、資料作成やデータ提出等、納品物や作業を伴う依頼を行ってはなりません。

15. 情報提供企業に対して別の企業の紹介を求める行為

本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行う際、情報提供企業に対して別の企業の紹介を求めてはなりません。ただし、情報提供企業から任意に別の企業の紹介を受けた場合にはこの限りではありません。

16. 公開情報となっているサービスを情報提供企業に売り込む行為

インターネット上で、不特定多数者が情報を取得できる状態にあるサービスを情報提供企業に売り込む行為を行ってはなりません。ただし、グロース支援サービスにおいては、情報提供企業との交渉の結果次第で行える場合があります。

17. 権利義務の譲渡行為

当金庫の事前の同意なく、本契約に基づく権利および義務の一切を、第三者に譲渡、売却、担保設定その他の方法で移転を行ってはなりません。

第 11 条（法令違反の回避）

1. 法令遵守の義務

当金庫と利用者は、本サービスの利用に際して、適用されるすべての法令、規則、および条例を遵守するものとします。なお、疑義を避けるために付言すると、当金庫は、利用者が本申込みをしないこと及び本契約第 5 条第 2 項に基づく義務を履行しないことを理由として、融資その他当金庫との取引条件等において、当該利用者に不利益な取扱いを行わないものとする。

2. 法令違反の報告

当金庫または利用者は、自己に法令違反が疑われる行為が発生した場合、直ちに相手方に報告し、相手方の指示に従って適切な対応を行うものとします。

3. 法令違反の予防

当金庫と利用者は、法令違反を未然に防ぐために、必要な措置を講じ、適切な内部統制を維持する責任を負います。

4. 法令遵守ガイドライン

(1).当金庫と利用者は、国内外の法律を定期的に確認し、変更があった場合は迅速に対応するものと

します。

(2).当金庫と利用者は、法令遵守に関する研修やセミナーを受講し、知識を更新するよう努めるものとします。

第 12 条（契約期間と終了）

1. 契約期間

本契約は、第 4 条第 2 項に基づき成立した日から有効となり、本契約に基づく本サービスの提供がすべて完了し、料金の支払が完了した時点で契約期間が終了するものとします。

2. 契約終了後の存続規定

契約終了後も、第 8 条（情報の取り扱いとプライバシー）、第 9 条（守秘義務）、第 10 条（禁止事項）第 2 項、第 5 項から第 10 項、第 12 項、第 13 項および第 15 項、本項、第 15 条（知的財産）、第 16 条（反社会的勢力）第 4 項および第 5 項、第 17 条（責任の範囲と免責事項）、ならびに第 18 条（準拠法と紛争解決）の規定は引き続き適用されます。

第 13 条（契約の変更）

1. 規約の変更権

当金庫は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することができるものとします。変更内容は、法令の改正、サービス内容の変更、その他当金庫の判断に基づき行われます。

2. 変更の周知

本規約を変更する場合、当金庫は効力発生日を定め、かつ、本規約を変更する旨、変更内容、および効力発生日を当金庫のウェブサイト上に掲示する等、適切な方法によって周知するものとします。周知後、利用者が本サービスを継続して利用した場合、変更に同意したものとみなされます。

3. 変更に対する同意

利用者は、規約変更に同意しない場合、本契約を将来に向かって解除することができます。ただし、規約変更に対する異議がない限り、変更後の規約が適用されます。

4. 変更の効力発生

規約の変更は、当金庫が定める効力発生日から適用されるものとします。効力発生日は、通常、変更内容の周知後 60 日以内とします。

5. 利用者の確認義務

利用者は、規約変更の周知が開始された際、速やかに内容を確認し、変更内容を理解する義務を負います。疑問点がある場合は、当金庫に問い合わせることができます。

第 14 条（解除）

1. 当金庫および利用者は、相手方が本規約の各条項に違反し、その是正の催告をしたにもかかわらず、相当期間内にその是正がされない場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。

2. 前項にかかわらず、当金庫および利用者は、相手方が以下のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 第 10 条（禁止事項）に定める禁止事項を行ったことが明らかになった場合

- (2) 第 9 条（守秘義務）または第 15 条（知的財産）に定める義務に違反した場合
 - (3) 監督官庁より営業停止、営業免許または営業登録の取消処分、その他の行政処分を受けた場合
 - (4) 法令に違反した場合
 - (5) その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売その他これと同等の請求・申立がなされた場合および公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続、私的整理手続その他これと同等の手続の開始に関する申立がなされた場合
 - (7) 手形もしくは小切手の不渡処分を受けた場合または銀行取引停止処分を受けた場合
 - (8) 支払停止または支払不能の状態になった場合
 - (9) 解散、合併、事業譲渡、株式交換、株式移転、会社分割、株式取得、その他組織または資本構成に重大な影響をもたらす取引が行われた場合
 - (10) その他、前各号に準ずる信用状況が著しく悪化したおそれが認められる事情がある場合
- 3. 前各項のほか、当金庫は、インタビュー、現場見学リサーチまたは面談の日程確定後に情報提供企業から協力できない旨の申し出があった場合、不可抗力による場合など、本サービスの提供が困難となった場合には、利用者に対し、本契約の解除（解除に際しての条件を含む。）について申し入れることができるものとし、利用者は、当該申入れに対し、協議に応じるものとします。
 - 4. 第 1 項または第 2 項に基づいて当金庫が本契約を解除する場合、利用者は本契約において当金庫に支払うべき料金の総額のうち、未払の料金の全額を、当金庫の請求に従って全額支払うものとします。

第 15 条（知的財産）

- 1. 知的財産権の帰属
本サービスに関するすべての知的財産権（特許権、商標権、著作権、ノウハウ、設計図、プログラム、デザイン等）は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。
- 2. 知的財産の利用制限
利用者は、当金庫の書面による事前の承諾なく、本サービスに関する知的財産を使用、複製、改変、翻案、譲渡、貸与、公衆送信、頒布することはできません。これに違反した場合、法的措置が取られる可能性があります。
- 3. 第三者の知的財産
利用者は、第三者の知的財産権を侵害しないようにし、侵害が発生した場合は、利用者の責任と負担において問題を解決するものとします。また、第三者の知的財産に関する苦情や請求があった場合、利用者は当金庫に速やかに報告し、協議の上で適切な対応を行います。

第 16 条（反社会的勢力）

- 1. 当金庫および利用者は、自らまたはその役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該

当しないことを確約するものとします。

- (1). 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2). 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3). 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4). 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5). 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当金庫および利用者は、自らまたはその役員が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1). 暴力的な要求行為
 - (2). 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3). 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4). 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5). その他前各号に準ずる行為
3. 当金庫および利用者は、相手方またはその役員が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら通知を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により当金庫または利用者が契約を解除した場合、相手方は当金庫または利用者が受けた損害の一切について賠償責任を負うものとします。
5. 当金庫または利用者が第 3 項の規定により本契約の全部または一部を解除したことにより相手方に損害が生じても、当金庫または利用者は相手方に対してその責任を負わないものとします。

第 17 条（責任の範囲と免責事項）

1. 当金庫の責任範囲
- (1). 当金庫は、本サービスの提供において、利用者に対して直接的または間接的に生じた損害について、当金庫の故意または過失による場合を除き、一切の責任を負いません。また、当金庫が責任を負う場合においても、その賠償額の上限は、本契約に基づく料金相当額とします。
- (2). 前号にかかわらず、当金庫は、当金庫の故意または過失により、第 9 条（守秘義務）、第 11 条（法令違反の回避）、第 15 条（知的財産）および第 16 条（反社会的勢力）の各規定のいずれかに違反した場合、当該違反に起因または関連して利用者が生じたすべての損害、損失、利益損失、費用等を賠償する責任を負います。また、この場合、前号にかかわらず、前号第 2 文の損害賠償額の上限は適用しないものとします。
2. 利用者の責任
- (1). 利用者は、本サービスの利用に際して、自己の責任において適切なセキュリティ対策を講じるも

のとします。

(2).利用者は、第3号によって損害賠償責任を負う場合のほか、本サービスの利用において、利用者の故意または過失により当金庫に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任（これに関連して利用者が第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を含みます。）を負います。

(3).利用者は、利用者の故意または過失により、第5条（利用者の権利と義務）第2項および第3項、第9条（守秘義務）、第10条（禁止事項）、第11条（法令違反の回避）、第15条（知的財産）の各規定のいずれかに違反した場合、当該違反に起因または関連して当金庫および情報提供企業に生じたすべての損害、損失、利益損失、費用等を賠償する責任（当該違反に起因または関連した第三者からの請求に対して補償する責任を含みます。）を負います。なお、利用者が当金庫に対して賠償する責任を負う損害には、当金庫が情報提供企業から損害賠償請求を受けて情報提供企業に支払った損害賠償金の当金庫に対する補填も含むものとします。

3. 不可抗力の免責

当金庫は、本サービスの提供に際し、天災地変、通信障害、その他不可抗力によりサービスの提供が困難または不可能になった場合、その責任を負いません。

4. 免責事項

(1).当金庫は、本サービスを利用することにより得られる結果、利益、情報の正確性、完全性等を保証するものではありません。

(2).当金庫は、情報提供企業の財務状況や成長性、返済能力等について保証するものではありません。

(3).利用者は、自己の判断に基づき本サービスを利用し、その結果について自己責任で対応するものとします。

第18条（準拠法と紛争解決）

1. 準拠法

本規約は、日本法に準拠し、日本国内の法令により解釈され、実施されます。

2. 合意管轄

本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 紛争解決手続き

当金庫は、利用者との紛争を解決するために、第三者による調停または仲裁を提案することができます。紛争解決のためのすべての手続きは、誠実かつ迅速に行われるものとし、可能な限り裁判外での解決を図ります。

4. 協議による解決

紛争が発生した場合、当事者はまず協議による解決を試みるものとし、協議が不調に終わった場合は、法的手続きを開始することができます。